

令和8年度こども家庭庁行政事業レビュー行動計画

令和8年度のこども家庭庁における行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）については、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議。以下「実施要領」という。）で定めるもののほか、本行動計画により実施するものとする。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づく政策評価と、レビューの一体的な実施に向け、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）、基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、評価関連作業が行われるものについては、当該レビューシート、当該基金シート及び当該執行状況表をこども家庭庁の政策評価の標準的な様式として取り扱い、政策の立案から評価・改善に至るまでの政策のサイクル全体を効果的に回していくための基盤と位置づける。

1. レビューの取組体制

（1）行政事業レビュー推進チーム

こども家庭庁の職員で構成される「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、以下の体制でレビューを実施することとする。

また、レビュー等の的確な取組みを図るべく、租税特別措置・補助金見直し担当室やEBPM推進室との連携の下、レビューを実施することとする。

○統括責任者 ：官房長

○副統括責任者 ：長官官房参事官（会計担当）

○政策評価、EBPM担当：長官官房参事官（総合政策担当）

○各局総務責任者 ：長官官房総務課長
 長官官房参事官（総合政策担当）
 成育局総務課長
 支援局総務課長

(2) 行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューを実施するため、外部有識者で構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」（以下「外部有識者会合」という。）を設置する。

2. レビューの取組の進め方

(1) レビューシートの作成

事業所管部局は、令和9年度新規要求事業を含む所管事業について、「1事業1シート」の原則にのっとり、内閣官房行政改革・効率化推進事務局（以下「事務局」という。）が整備する行政事業レビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いてレビューシートを作成する。

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

作成したレビューシートについては、法第10条に規定する評価書として位置づける。

(2) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践し、国民に対して政策効果の説明を十分に果たすという観点を踏まえて、「アウトカムをはじめ、客観的な効果検証のための指標が適切に整備されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要はあるのか」、「これまでの会計検査院やレビュー等における指摘を踏まえた自己点検・改善が行われているか」等の観点から、外部性を確保し実施する。

チームは、外部有識者による点検を受けるべき事業について選定し、外部有識者に点検を求めるものとし、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

(3) 公開プロセス

①公開プロセス対象事業の選定

チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、実施要領に規定される基準に該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定し、公開プロセスを実施するものとする。

②公開プロセスの進め方

公開プロセスは、長官官房参事官（会計担当）の進行の下で実施し、進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。

公開プロセスは、終了後速やかに録画を公表すること等により公開性を担保する。

チームは、公開プロセスにおいて取りまとめられた概要を、レビューシートの所定の欄に入力する。

（４）チームによる点検及び概算要求等への反映

チームによる点検は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、E B P Mの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から行う。チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

事業所管部局は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に入力する。

（５）レビューシートの公表

レビューシートは、令和 9 年度予算概算要求提出期限の翌開庁日までに、R S システム上で公表する。

なお、令和 9 年度予算概算要求に係るレビューシートの公表後に、令和 8 年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後 2 週間以内に公表する。

3. 基金の点検等

（１）基金シートの作成

基金所管部局は、基金のうち、独立行政法人、公益法人等に造成された基金について、R S システムを用いて基金シートを作成し、点検を行うものとする。

チームは、原則全ての基金事業について外部有識者に点検を求めるものとし、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、基金シートの所定の欄に入力する。

チームは、外部有識者による点検結果も踏まえ、点検を行い、基金所管部局に必要な指導を行うものとする。チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に具体的に入力する。

基金シートは、9 月中旬までに、R S システム上で公表する。

作成した基金シートについては、法第 10 条に規定する評価書として位置づける。

(2) 執行状況表の作成

基金所管部局は、地方公共団体等に造成された基金について、R S システムを用いて執行状況表を作成する。

執行状況表は、9 月中旬までに、R S システム上で公表する。

作成した執行状況表については、法第 10 条に規定する評価書として位置づける。

4. スケジュール (予定)

5 月	外部有識者会合の開催
6 月中	公開プロセスの実施
8 月末	令和 9 年度予算概算要求
9 月上旬	レビューシートの公表
9 月中旬	基金シート及び執行状況表の公表

※ 特別な事情により、上記スケジュールによりがたい場合は、柔軟に対応するものとする。